

事務連絡
令和2年3月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市ひとり親家庭支援担当部局
各都道府県・指定都市・中核市生活困窮者自立支援制度主管部局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について

現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、小学校、中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、学校給食で使用する予定であった食品が未利用となり、場合によってはやむを得ず廃棄されることが懸念されます。

このような未利用食品の有効活用の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組であり、食品ロスの削減及び廃棄物処理の負担軽減の観点から積極的な取組が必要と考えています。

こうした状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品のフードバンクへの寄附推進のため、食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務連絡が発出されています（別添1）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

また、この度取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、文部科学省では、「臨時休業に伴う学校給食休止への対応について」（令和2年2月28日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において周知したとおり（別添2）、「学校臨時休業対策費補助金」を創設しました。

具体的には、臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請とそのために学校設置者が要した費用等への支援（学校給食費返還等事業）等を行います。

学校給食費返還等事業については、学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費（フードバンクへ寄附した場合も含む）や業者への違約金等が含まれます。

また、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクへ寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援する等の事業（以下「新しい事業」という。）も実施しています（別添3）。この新しい事業を活用して、未利用食品について、有効活用を進めていくことが可能です。

未利用食品の具体的な活用方法としては、生活困窮者自立支援制度を活用した生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことが考えられます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、居住に困難を抱える方に宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業や生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を実施するものです。

生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、これらの事業の中で、未利用食品を有効活用していくことが重要です。例えば、公共料金を滞納されている世帯等を中心に配布し、生活上の困りごと等の相談のきっかけとすること、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の利用者に配布し、生活を支援したり、訪問と組み合わせで見守りに役立てること、学習支援と子ども食堂の一体的な実施を進める中で当該食品を活用して食事を提供すること等、事業の効果を高めている自治体の取組例もあります。

また、ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業におけるフードバンク等の協力による利用者宅への食品等の配布については、「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において周知したところ（別添4）が、新しい事業を活用することにより、これらの学習支援事業に併せて食品等の配布の取組がより一層しやすくなると考えられるところです。

このような取組を円滑に進めるためには、未利用食品の活用と生活困窮者やひとり親家庭の支援という双方の観点から、教育委員会や福祉部局、農林部局、環境部局などの庁内部局が連携して、情報共有しながら進める必要があります。このような庁内の連携体制の構築は、例えば、学校給食センター、フードバンク、自立相談支援機関の顔の見える関係の構築にもつながり、今回の小学校、中学校等の一斉臨

時休業への対応だけでなく、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時などへの対応にも役立つものであることから、今般を契機に連携を進め、取組を開始し、食品ロスの削減と生活困窮者やひとり親家庭の支援の充実・強化につなげていただくようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いします。

また、各都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

<本件連絡先>

（「学校臨時休業対策費補助金」関係）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係・食育推進係・庶務助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694・2095・2692）

（ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」関係）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

TEL：03-5253-1111（内線4887）

（生活困窮者自立支援制度関係）

厚生労働省社会援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

TEL：03-5253-1111（内線2879）

事務連絡
令和2年3月4日

食品関連団体 各位

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品
についてのフードバンクへの情報提供について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、各種イベントの中止・延期や小学校・中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められています。これに伴い、これらのイベントや学校給食で活用する予定であった食品が未利用となり、今後の活用について検討されている食品関連事業者も多いのではないかと存じます。

このような未利用食品の最終的な活用手段の一つとして、フードバンクへの寄附があります。フードバンクとは、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する取組です。

農林水産省では、各食品関連事業者において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品で、今後の使用・販売が見込めないものについて、フードバンクへの寄附を推進するため、下記のとおり、各食品関連事業者からフードバンクに寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対しこれらの情報を一斉に発信する取組を行います。

つきましては、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、フードバンクへの寄附も含めて最終的に食用として活用できない場合には、飼料や肥料等へ再生利用（リサイクル）を推進していただくよう、併せて御周知願います。

記

1 食品関連事業者から農林水産省への情報提供

各食品関連事業者は、フードバンクへの寄附を希望する未利用食品の情報について、別紙様式に記入の上、メールで提出してください。

【提出先メールアドレス：loss-non@maff.go.jp】

※消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は対象となりません。

2 農林水産省からフードバンクへの情報提供

農林水産省は、毎日、各食品関連事業者の未利用食品の情報について一覧として集約した上で、全国のフードバンクに対し一斉メールにて発信します。

※未利用食品情報の一覧は、公表いたしません。また、フードバンクに対しても、情報管理に留意するようお願いしております。

3 フードバンクにおける食品関連事業者との寄附の調整及び実施

フードバンクは、農林水産省から提供された未利用食品の情報一覧をもとに、寄附を受けたい未利用食品がある場合、当該未利用食品を有する食品関連事業者に対して、直接連絡を行います。

食品関連事業者は、フードバンクから要望があった場合、受け渡し方法など具体的な調整を各自で実施してください。

その上で、お互いが寄附について合意した場合は、合意内容に基づき、未利用食品を寄附してください（個別の取引について、農林水産省は関与しません）。

4 食品関連事業者から農林水産省への寄附後の報告

食品関連事業者は、未利用食品の情報一覧に掲載した食品をフードバンクに寄附した場合、別紙様式により、農林水産省に報告してください。農林水産省は、食品関連事業者の同意を得た上で、寄附の実績を公表します。

5 留意事項

- ・食品関連事業者とフードバンクとの合意にあたっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づき、又は準じた取扱いを行ってください。（参照）農林水産省ホームページ＞5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



- ・未利用食品の情報一覧に掲載した食品の全てに、フードバンクからの要望があることを保証するものではありません。
- ・発信先となるフードバンクは、令和元年度フードバンク実態調査等により、農林水産省がメールアドレスを把握している団体であり、その活動内容等を農林水産省が保証するものではありません。
- ・本取組を起因としたトラブルについては、農林水産省は一切関与しません。

6 その他

- ・本取組に関する農林水産省からのお知らせは、省ホームページを通じて御連絡いたします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



- ・農林水産省では、ICT 等を活用して未利用食品の販売（シェアリング）を行うビジネスについて、省ホームページで紹介しています。これらのビジネスの活用も併せて御検討ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/business.html



(連絡先)

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当：三浦、佐藤、河原崎

電話：03-6744-2066

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 0 日

【重要】
臨時休業の学校給食休止に伴う政府の緊急対応がまとまりましたので、お目通しください。

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業に伴う学校給食休止への対応について

学校の設置者におかれては「新型コロナウイルス感染対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（令和 2 年 2 月 28 日付け元文科初第 1 5 8 5 号）に基づき、臨時休業等の措置を講じていただいていることと存じます。本一斉休業を政府として要請するに当たり同通知に示してあるとおり、「臨時休業中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないよう、政府として責任を持って対応する」旨の方針が示されているところです。

これを踏まえ、臨時休業期間中における、学校給食（学校給食法第 3 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第 2 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第 2 条で定める学校給食をいう）休止への対応として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 2 弾－」（令和 2 年 3 月 1 0 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「学校臨時休業対策費補助金」が予備費で新たに創設されることとなりました。

ついては、学校の設置者におかれては、保護者の負担軽減及び学校給食の安定的な供給を図る観点から、補助金の執行等について御協力いただきますようお願いいたします。

1. 学校給食休止に伴う保護者の負担軽減

学校の設置者におかれては、3 月 2 日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費（食材費）について、返還等を行い保護者の負担とならないようお願いいたします。 学校設置者が、保護者に学校給食費を返還するために要した費用等に対し、

国が補助を行います。補助金の内容は、別紙のとおりです。

2. 学校給食の安全・安心の確保

学校再開後も、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、万全の衛生管理が求められます。これを踏まえ、学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）の衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入を地方公共団体が支援する事業に対し補助を行います。補助金の内容は、別紙のとおりです。

なお、これらの補助金の執行に当たっては、全国学校給食会連合会を通じて手続を進めることとしていますので、各都道府県の学校給食会又は学校給食・食育支援センターと十分に連携を取りつつ、円滑な執行をお願いいたします。

手続き詳細については、追って全国学校給食会連合会より連絡予定ですので、よろしくご承知おきください。

- 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kinkyutaiou2_corona.pdf

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 学校給食係、庶務・助成係

TEL：03－5253－4111

（内2694，2692）

学校臨時休業対策費補助金交付要綱

令和2年3月10日 文部科学大臣裁定

(通 則)

第1条 学校臨時休業対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として全国学校給食会連合会（以下「連合会」という。）が行う、以下の事業毎に記載した内容を目的とする。

① 学校給食費返還等事業

学校の設置者が学校の臨時休業（令和2年3月2日から春季休業の開始日の前日までの間における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業）（以下「臨時休業」という。）に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するための経費を支援する事業（以下「補助事業①」という。）に対して補助を行うことにより、保護者の負担軽減等に資すること。

② 衛生管理改善事業

学校の設置者が、令和元年度中に契約を行い、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）（以下「学校給食調理業者」という。）に対し、地方公共団体が職員研修や設備等の購入に係る経費を支援する事業（以下「補助事業②」という。）に対して補助を行うことにより、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図ること。

(定義)

第3条 この要綱において、適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等とは連合会とし、適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等とは第4条第1項の規定により連合会から補助金の交付を受けた、補助事業①に関しては学校の設置者とし、補助事業②に関しては地方公共団体とする。

(交付の対象)

第4条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、連合会が補助事業を実施するため、又は間接補助事業者等へ補助金を交付するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の連合会が間接補助事業者等に対して行う交付の手続きは、連合会の会員である各都道府県の学校給食会又は学校給食・食育支援センター（以下「給食会等」という。）を通じて行うものとする。ただし、当該給食会等が原因となる補助金の交付の手続きは、連合会が自ら行うものとする。

- 3 補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額等は別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。
- 4 間接補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額等も前項と同様とする。ただし、事務費を除く。

(申請手続)

第5条 連合会は、この補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める期日までに、交付申請書(様式1)を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書(様式2)にその決定の内容を交付の申請をした連合会に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
 - 3 連合会は、補助金の交付を受けたときは、交付された補助金のうち第4条第1項に規定する間接補助事業者等への補助金の交付に関する事業の額に相当する金額を速やかに間接補助事業者等に交付しなければならない。
 - 4 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた連合会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 連合会は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更)

- 第9条 連合会は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書(様式4)によるものとする。
 - 3 大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
 - 4 第6条第4項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。
 - 5 連合会は、補助金の交付決定後、間接補助事業者等より当該決定に係る補助金申請の取下げがあったときは、申請取下報告書(様式5)を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 6 連合会は、補助金の決定後、間接補助事業者等に対し当該交付の決定の全部又

は一部について取消しを行った場合及び当該取消しに係る部分に関し補助金の返還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、交付決定取消報告書（様式6）又は補助金返還報告書（様式7）を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 連合会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式8）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延の届出）

第11条 連合会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式9）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 連合会は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式10-1）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

3 連合会は、補助金の適正な執行を図るために必要があるときには、助成した事業の実施状況等について間接補助事業者等から報告を徴し、又は実地に調査するものとし、速やかに状況報告書（様式10-2）を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 連合会は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日までに、実績報告書（様式11）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

（補助金の額の確定等）

第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式12）により連合会に通知するものとする。

2 大臣は、連合会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 大臣は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 連合会が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 連合会が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 連合会が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、連合会に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 連合会は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（様式13）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 連合会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、連合会が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。

3 大臣は、間接補助事業者等が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について連合会に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。

2 連合会は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 連合会は、間接補助事業者等から財産処分の承認の申請を受けたときは、あら

かじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 連合会は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 連合会は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第20条 連合会は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(参考様式)を作成しておかなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第21条 連合会は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、本要綱第7条から第20条まで(第16条から18条までを除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第22条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則(令和2年3月10日付け元文科初第1663号)

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

別記

1 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

事業	補助事業者／間接補助事業者等	補助対象経費	補助金の額
補助事業① 学校給食費返還等事業	全国学校給食会連 合会／学校の設置 者	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）（以下「夜間定時制高等学校」という。）の臨時休業に伴う学校給食の中止により、本来保護者が負担することとなる経費（学校給食法第11条第2号に基づく経費）を学校の設置者が負担した場合における学校給食費等に相当する経費。</p> <p>【学校の設置者が負担した学校給食費等に相当する経費】 臨時休業の期間に対応する下記の経費を補助対象とする。なお、本事業開始以前より、学校給食費の全部又は一部を学校の設置者が負担している場合は、学校の設置者が負担している臨時休業の期間に相当する分を本対象経費に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（ただし、学校の設置者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする） ・事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする） ・その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立及び私立学校の場合は補助対象経費の4分の3の額とする。（ただし、私立学校においては、平成30年度学校給食実施状況等調査（文部科学省）による給食費平均額の4分の3を上限とする。） ・国立学校の場合は10／10 ・算出された総額（設置者単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助事業② 衛生管理改善事業	全国学校給食会連 合会／地方公共団 体	<p>地方公共団体による、学校給食調理業者に対する、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援に必要な経費であり、1事業者あたり、下記の項目ごとの金額の合計。</p> <p>【職員研修に必要な経費】 研修参加料やテキスト代とし、従業員3人以下（代表者を含め4人以</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の3分の2の額とする。 ・算出された総額（事業者単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

		<p>下)の場合に限り、当該研修を開催する場合に伴う会場借料費や業務代替人件費についても対象とする。従業員規模に応じ、以下を限度額とする。</p> <p>従業員3人以下(代表者を含め4人以下)の場合 研修期間は3日 研修参加者は4人までとし、1日あたり1人18千円 総額は22万円</p> <p>従業員4人以上(代表者を含め5人以上)の場合 研修期間は1日 研修参加者は1人までとし、1日あたり5千円 総額は5千円</p> <p>【設備等の購入に必要な経費】</p> <p><設備更新費> 自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に係る経費(運搬費、設置・据え付け費を含む。)。限度額は以下のとおりとする。 設備費：45万円</p> <p><消耗品費> エプロン、帽子(落髪防止用)、手袋、マスク、長靴(防滑性)、アルコール溶液、デジタル温度計(食品用非防水センサー)、室内用温度計、ステップオンコンテナ、キャベジカンドーリーなどの衛生関係消耗品の購入。限度額は以下のとおりとする。 消耗品費：30万円</p>	
事務費	全国学校給食会連 合会	<p>全国学校給食会連合会が当該補助事業の適正なる執行をはかるために必要な事務に要する経費(人件費、旅費、借損料、消耗品費。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定額補助とする。 ・算出された総額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 補助事業②衛生管理改善事業の実施にあたっては、研修計画の提出及び研修実施報告書の提出を補助時要件とする。(様式等については別途指示。)

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金交付申請書

令和元年度学校臨時休業対策費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により下記のとおり交付されるよう、関係資料を添えて申請します。

記

1 算出内訳

(単位：円)

事業名	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	交付申請計画額 (希望額)
学校給食費返還等事業			
衛生管理改善事業			
事務費			
合 計	0	0	0

(添付書類)

- ・ 事業計画書（別紙1）
- ・ 事業経費（別紙1C）

全国学校給食会連合会会長 殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和元年度学校臨時休業対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和元年度学校臨時休業対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額は以下のとおりとする。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- 2 補助金の交付対象事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。

- 3 交付の条件は令和元年度学校臨時休業対策費補助金交付要綱によるものとする。

- 4 この交付決定に対して不服のある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

- 5 交付対象事業に要する経費（総事業経費）、交付対象経費及び補助金の額は別に示す内訳のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)	交付対象経費	補助金の額

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和元年度学校臨時休業対策費補助金について、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付対象事業の内容を変更したいので承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 変更後の額 円
- 3 変更増減額 円
- 4 変更の事由
- 5 添付資料
交付決定通知書の写しを添付すること。

6 変更後の額の内訳 (単位：円)

事業名	交付対象事業に 要する経費 (総事業経費)		交付対象経費		補助金の額	
	当 初	変更後	当初	変更後	当初	変更後
学校給食費返還等事業						
衛生管理改善事業						
事務費						
合 計						

(注) 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

全国学校給食会連合会会長 殿

文 部 科 学 大 臣 印

令和元年度学校臨時休業対策費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で事業の内容の変更申請のあった令和元年度学校臨時休業対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することに決定したので同法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で変更申請のあった事業とする。
- 2 交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

(単位：円)

交付対象事業に要する経費 (総事業経費)		交付対象経費		補助金の額		
当 初	変更後	当 初	変更後	当 初	変更後	増△減

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業の申請取下げ報告書

令和元年度学校臨時休業対策費補助金について、間接補助事業者等より下記のとおり申請の取下げがありましたので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第5項の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業実施団体名
- 2 間接補助事業名
- 3 取下げの理由
- 4 取下げ額の処理

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業の交付決定取消報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和元年度学校臨時休業対策費補助金について、間接補助事業者等に対する交付決定を下記のとおり取り消したので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第6項の規定に基づき報告します。

記

1 取消の内容

事業実施 団体名	間接補助 事業名	取消年月日	交付決定額	取消額	支払年月日	支払済額	要返還額	備考
			円	円		円	円	

2 取消の理由

3 取消額の処理

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業の補助金返還報告書

令和元年度学校臨時休業対策費補助金について、間接補助事業者等より下記のとおり返還されましたので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第9条第6項の規定に基づき報告します。

記

1 返還の内容

事業実施 団体名	間接補助 事業名	返還年月日	返 還 額			計	備考
			元本	加算金	延滞金		
			円	円	円	円	

(注) 加算金、延滞金のある場合は、備考欄に積算内訳を記入する

2 返還の理由

3 返還額の処理

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和元年度学校臨時休業対策費補助金について、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第10条の規定により、下記の理由により交付対象事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 添付書類
交付決定通知書の写しを添付すること。

様式9

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和元年度学校臨時休業対策費補助金については、下記の理由により補助事業の遂行が困難となりましたので、学校臨時休業対策費補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

理由：

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金状況報告書

令和元年度学校臨時休業対策費補助金に係る事業の遂行状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により別紙のとおり状況報告書を提出します。

記

事業名	事業実施状況	事業者支出状況
令和元年度学校臨時休業対策費補助金	着手 令和 年 月 日	総事業費(A) 円
	終了(予定) 令和 年 月 日	現在までの支出額(B) 円
	現在までの進捗率 %	支出率(B/A*100) %

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金状況報告書

令和元年度学校臨時休業対策費補助金に係る間接補助事業者等の事業の遂行状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により別紙のとおり状況報告書を提出します。

記

事業実施団体及び間接補助事業名	事業実施状況	事業者支出状況
	着手 令和 年 月 日	総事業費(A) 円
	終了(予定) 令和 年 月 日	現在までの支出額(B) 円
	現在までの進捗率 %	支出率(B/A*100) %

様式 1 1

文 書 番 号
令 和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

令和元年度学校臨時休業対策費補助金に係る実績報告書の提出について

令和元年度学校臨時休業対策費補助金について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、別紙のとおり実績報告書を提出します。

令和元年度学校臨時休業対策費補助金事業実績報告書 (内訳)

1 補助金の実績

(単位:円)

交付決定額	補助金充当額	不用額

2 事業ごとの内訳

(単位:円)

事業名	交付対象事業に要した経費 (総事業経費)		交付対象経費		補助金の額	
	当初	実績	当初	実績	当初	実績
令和元年度学校臨時休業対策費補助						
計						

※ 補助事業の実績等は、様式別紙 2 のとおり

様式 1 1 (別紙 2)

補助事業の実績	
補助事業に係る具体的な成果	

注 1 【様式 1_別紙 1】事業計画書と対応させ、可能な限り、定性的な変化だけでなく、定量的かつ具体的な数値を明記すること。

注 2 行は適宜追加して記入すること。

様式12

全国学校給食会連合会会長 殿

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 印

令和元年度学校臨時休業対策費補助金額の確定通知書

令和元年度学校臨時休業対策費補助金の交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 額 金

千円

令和 年 月 日

請 求 書

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿

全国学校給食会連合会
代表者役職氏名（記名押印又は署名）

下記のとおり、請求します。

記

事業名	令和元年度学校臨時休業対策費補助金
交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

参考様式

令和元年度学校臨時休業対策費補助金調書

文部科学省所管

全国学校給食会連合会

(単位：千円)

国		補助事業者									備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出			うち国庫補助金相当額	うち国庫補助金相当額	
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額			
(項) 初等中等教育振興費											
(目) 学校給食臨時休業対策費補助金											

- 記載要領
- 1 「科目」は、款、項、目、節に区分して記入すること。
 - 2 「予算現額」は、歳入にあたっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、追加更正
流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 - 3 「備考」は、当該交付金に係る確定額その他参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - 4 千円単位で記載すること。

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

小学校・中学校等の一斉臨時休業により発生する、**学校給食向けに未利用の食品**を有効活用するため、**食品関連事業者等**に対して、

- ① **フードバンクに寄附する際の輸配送費**
 - ② **再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費**
- を支援します。

支援対象者

農林漁業者、食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）、学校設置者（都道府県・市町村）など

※フードバンク及び再生利用事業者は支援対象者ではありません。

支援の内容

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又は
フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費

【支援額】

輸配送費(右図①) (注1)

- ・車両の庸車により行うもの
 定額（7,000円/t以内）
- ・小口配送便等により行うもの
 定額（70円/kg以内）

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を**再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費**

【支援額】

輸配送費(右図②) (注2)

- ・車両の庸車により行うもの
 定額（7,000円/t以内）

再生利用に係る処理費(右図③) (注3)

定額（32円/kg以内）

(注1) フードバンクへの輸配送費について

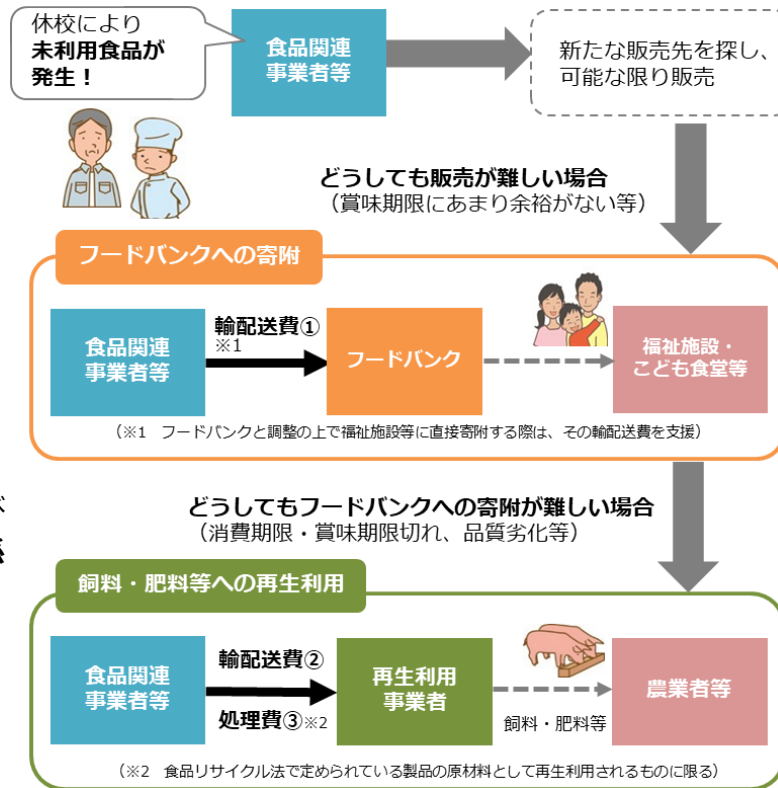
- ・①事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用
- ②フードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、子ども食堂等）に直接輸配送する費用が補助対象となります。
- ・事業実施主体からフードバンクに輸配送した後、フードバンクから需要地に輸配送する費用は補助対象外です。
- ・事業実施主体、フードバンク又は需要地の運営に携わる者が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注2) 再生利用事業者への輸配送費について

- ・事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注3) 再生利用に係る処理費について

- ・事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外です。



(※1 フードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際は、その輸配送費を支援)

どうしてもフードバンクへの寄附が難しい場合
 (消費期限・賞味期限切れ、品質劣化等)

(※2 食品リサイクル法で定められている製品の原材料として再生利用されるものに限る)

支援の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業により発生する、**学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること**
（※）対象となる学校
国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）
- 令和2年2月27日（木）～3月31日（火）の間に、**有効活用（フードバンクへの寄附、再生利用）を行うもの**
- **対策ごとに次の要件を満たすこと**

1. フードバンク活用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。
- （イ）需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

2. 再生利用の促進対策

- （ア）事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者、飼料、肥料等製品（※）の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。
- （イ）需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路の確保や「1. フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。

（※）再生利用の製品について

- ・以下の製品に再生利用する場合に補助対象となります。
飼料、肥料、きのご類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂、油脂製品、エタノール、メタン

応募方法

- ①事業の募集要領・実施要綱・交付要綱の内容を
農林水産省ホームページで確認
- ②事業実施計画書を作成
（事業実施計画書は農林水産省ホームページにて取得できます。）
- ③応募期限までに、正1部、副1部を以下の問い合わせ先に提出
（原則として郵送又は宅配便。FAXや電子メールは不可）

応募期間：令和2年3月10日（火）～24日（火）17時 必着

※応募のあったものから順次手続きを開始し、本対策の事業費がなくなり次第、募集を終了します。

・正1部、副1部ともに、押印が直接なされたものがが必要です。
・事業実施計画書を郵送する場合、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法にしてください。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

問い合わせ先：〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課（北別館6階ドアNo.北610）
電話番号：03-3502-8111（内線：4315）
FAX：03-6738-6552

農林水産省： https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html#foodbank

ホームページ ↑詳細はホームページで御確認ください。

QRコードからもホームページを確認できます→



事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 ひとり親家庭支援担当部局・生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」（以下「学習支援事業」という。）については、地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえ、地域における感染の状況等を勘案しつつ、下記の内容に留意のうえ実施されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されたところですが、学習支援事業の実施にあたっては、同事務連絡を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、学習支援の実施に関しては、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法で実施するなど、状況に応じた柔軟な対応も可能となっております。

また、食事の提供に関しても、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能となっております。

以上

(別添 1)

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス除く。）における感染拡大防止のための留意点について」(令和 2 年 2 月 24 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(別添 2)

「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」(令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

【照会先】

(ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(別添1)

事務連絡
令和2年2月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における
感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)の利用者等(社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。)に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)や「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」(令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」(令和2年2月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)などでお示したところであるが、社会福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない利用者等についても、別紙の点に留意されたい。

社会福祉施設等（通所・短期入所等）における感染拡大防止のための留意点

（職員等について）

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。

該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

（利用者について）

社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼

吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等(以下「居宅介護支援事業所等」という。)に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

訪問介護等の提供等を行う場合には、別紙2を踏まえた対応を徹底すること。

市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

居宅を訪問して行うサービス等における留意点

社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
- (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

(3)サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童心理治療施設及び児童自立支援施設(いずれも通所に限る。)並びに子育て短期支援事業に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線4868)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線3148)

(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち通所・短期入所に係る支援を提供するものに関するお問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線3022)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03 - 5253 - 1111 (内線3948、3949)

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度に
おける各事業の業務等における留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス患者が国内で確認されたことを踏まえ、社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応及び感染拡大防止に係る留意点については、令和2年2月24日付事務連絡(別添)により周知されていますが、生活困窮者自立支援制度における各事業の業務においても、これを参考に事業実施いただくよう、ご留意ください。

また、下記の留意点について、事業者に対して周知し、新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努めるようお願いいたします。

なお、本事業の業務において使用するマスクやアルコール消毒液等の感染防止に係る物品については、事業費から支弁して差し支えないことを申し添えます。

また、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

記

1 相談業務等における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

(2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウィルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

(3) マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ 2 メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。）が望ましいが、相談業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文： 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

(4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を 1 日 1 回以上実施することが望ましいこと。

2 来所者・自立支援センター等の入所者への対応

- (1) 来所者・自立支援センター等の入所者（以下、「来所者等」という。）が利用できるよう、入口にアルコール消毒液を設置することが望ましいこと。
- (2) 来所者等が操作するパソコン等の共有物がある場合、来所者等が利用できるよう除菌用ウェットティッシュ等を設置することが望ましいこと。
- (3) 厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や啓発ポスターとして掲載されているポスター等を活用し、感染予防対応について周知すること。
（参考）厚生労働省特設 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (4) 感染した来所者等及び感染が疑わしい来所者等（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）がいる場合、また、入所者のうち、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦については、37.5 以上又は呼吸器症状が 2 日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これら以外の入所者については、37.5 以上又は呼吸器症状が 4 日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・

接触者相談センター」に連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

- (5) 一室で複数の者が宿泊する自立支援センター等においては、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、医務室や面談室等を活用して当該入所者を移動させたり、居室の部屋割りの変更などにより、他の入所者との接触を可能な限り減らすなど、感染拡大防止に留意すること。また、疑いがある利用者とその他の利用者の面談等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応すること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

3 新型コロナウイルスに感染した職員等について

- (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）は出勤しないこと。
- (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

4 職員・来所者等が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

事業者は保健所に連絡して、事務室、居室や共有部等の消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。

5 その他

当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ通常業務を継続することとするが、地域において感染が増加する事態に至った場合、予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

電話：03 - 5253 - 1111 (内線2231)